

釣り台付き遊歩道 (脇田海釣り桟橋)

参考資料

令和6年9月

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

《改正》平 15 法 081

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

《追加》平 15 法 081

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

《追加》平 15 法 081

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

《追加》平 15 法 081

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

《追加》平 15 法 081

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

《改正》平 15 法 081

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

《改正》平 15 法 081

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

《改正》平 15 法 081

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

北九州市漁港管理条例（抜粋）

（利用の届出等）

第 9 条 甲種漁港施設(航路及び第 11 条第 1 項第 1 号の市長が指定する施設を除く。)を当該施設の目的に従い利用しようとする者は、あらかじめ市長(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせる甲種漁港施設にあっては、指定管理者)に届け出なければならない。ただし、甲種漁港施設のうち輸送施設及び漁港環境整備施設については、市長が告示により指定するものを利用する場合に限る。

2 前項の規定による届出があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、当該届出に係る甲種漁港施設(以下この項において「施設」という。)の利用を拒み、若しくは制限し、又は施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 施設を利用しようとする者に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 詐欺その他不正な手段により利用したとき。
 - (4) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反し、又はこれらの規定に基づく関係職員の指示に従わなかったとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認められるとき。
- (平 11 条例 35・追加、平 13 条例 15・旧第 12 条繰上・一部改正、平 13 条例 24・平 17 条例 64・一部改正)

（利用料金）

第 15 条 別表第 3 に掲げる甲種漁港施設を利用しようとする者は、当該甲種漁港施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該甲種漁港施設に係る指定管理者に支払わなければならない。

- 2 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表第 3 に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納とすることができる。
- 5 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 6 既納の利用料金は返還しない。ただし、指定管理者が利用者の責めに帰することができる

ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平 17 条例 64・追加)

(指定管理者)

第 20 条 市長は、甲種漁港施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該甲種漁港施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(平 13 条例 24・追加、平 17 条例 64・旧第 19 条繰下・一部改正)

(指定管理者の指定の手続)

第 21 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該甲種漁港施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、事業計画書に従い甲種漁港施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認められたものを指定管理者として指定する。

(平 17 条例 64・追加、平 25 条例 42・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第 22 条 指定管理者が行う甲種漁港施設の管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲種漁港施設の維持管理に関すること。
- (2) 甲種漁港施設の利用の届出の受理に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(平 17 条例 64・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第 23 条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い甲種漁港施設の管理を行わなければならない。

(平 17 条例 64・追加)

(指定管理者の秘密保持義務)

第 24 条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、甲種漁港施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該甲種漁港施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(平 17 条例 64・追加)

別表第 3(第 15 条関係)
(平 17 条例 64・追加)

区 分		金額 (1 人当たり 日額)	
		大人	小・中学校の児童及び生徒
釣り台	個人	1,000 円	500 円
	団体 (30 人以上)	800 円	400 円
	回数券 (11 枚つづり)	10,000 円	5,000 円
遊歩道のみの利用		200 円	100 円

備考 釣り台とは、釣り台付き遊歩道の釣り台をいう。

北九州市漁港管理規則（抜粋）

（利用料金の額の承認の告示）

第 11 条 市長は、条例第 15 条第 3 項の承認を行ったときは、速やかにその旨及びその内容を告示するものとする。

（平 17 規則 90・追加）

（施設の供用時間及び休業日）

第 15 条 甲種漁港施設のうち別表の左欄に掲げる施設の供用時間は同表の中欄に、当該施設の休業日は同表の右欄に掲げるとおりとする。

（平 13 規則 50・追加、平 17 規則 90・旧第 13 条線下・一部改正、平 24 規則 81・旧第 14 条線下）

（指定管理者に管理を行わせようとする甲種漁港施設等の公表）

第 18 条 市長は、甲種漁港施設について指定管理者を指定しようとするときは、管理を行わせようとする甲種漁港施設、申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項をあらかじめ公表しなければならない。

（平 17 規則 90・追加、平 24 規則 81・旧第 15 条線下、平 25 規則 56・一部改正）

（指定管理者の指定の申請の添付書類）

第 19 条 条例第 21 条第 1 項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるものの謄本
- (2) 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- (3) 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- (4) 事業計画書に係る収支見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平 17 規則 90・追加、平 20 規則 62・一部改正、平 24 規則 81・旧第 16 条線下）

（指定管理者の指定の告示）

第 20 条 市長は、甲種漁港施設について指定管理者を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(平 17 規則 90・追加、平 24 規則 81・旧第 17 条繰下)

(指定管理者の事業報告)

第 21 条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する甲種漁港施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、5 月 31 日までに市長に提出しなければならない。

(平 17 規則 90・追加、平 24 規則 81・旧第 18 条繰下)

別表(第14条関係)

区分	供用時間	休業日
釣り台付き遊歩道	(1) 1 月から 3 月まで 午前 7 時から午後 5 時まで	(1) 火曜日
	(2) 4 月から 10 月まで 午前 6 時から午後 7 時まで	(2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日
	(3) 11 月及び 12 月 午前 6 時から午後 6 時まで	

備考 市長は、特に必要があると認めるときは、供用時間又は休業日を変更することができる。

釣り台付き遊歩道施設管理要領

北九州市漁港管理条例、同規則及び基本協定書並びに本管理要領に基づき、釣り台付遊歩道の管理・運営業務を実施すること。

1 維持管理業務に関するもの

(1) 施設の開閉

別紙「釣り台付き遊歩道（脇田海釣り桟橋）従事者マニュアル（以下「マニュアル」という）」の「開場・閉場時間について」の項に従って実施すること。

(2) 設備の操作

施設の設備、備品の操作を熟知したうえ、適切な操作を行うこと。

(3) 施設、設備の小修繕

「基本協定書」第8条に定める「施設の修繕区分」に従い、指定管理者が実施すべき修繕を速やかに行うこと。

(4) 施設、設備の保守点検

施設の機械設備、電気設備、消防設備等について常時点検を行い、修繕が必要な場合は基本協定書に定める「施設の修繕区分」に従い修繕を実施、または北九州市へ通報すること。

(5) 施設の清掃・塵芥処理

①釣り台、遊歩道、トイレを含む休憩棟内の清掃を適時行い、施設内で発生した塵芥の収集・処分を行うこと。

②清掃・塵芥処理についてはあらかじめ実施日を定め、年度当初の事業計画書において明確にしておくこと。

③当初計画に関わらず、清掃・塵芥処理の必要が生じた場合は速やかに実施すること。

④トイレを含む休憩棟内の清掃については、釣り台付き遊歩道休憩棟内清掃業務仕様書に基づいて行うこと。

⑤毎月の業務報告の際に清掃・塵芥処理の実施状況を明記すること。

(6) 夜間・休日警備

①機械警備等により、施設に職員がいない夜間、休日、及び臨時閉鎖後の警備を適切に行うこと。

②警備の状況、異常の発生・対応については毎月の報告に記載すること。

- (7) 入場者の整理、規制
遊歩道、釣り台、休憩棟内において、入場者の整理を適時行うこと。また、マニュアルに従い閉場、施設からの退去指示等の規制を確実にすること。
- (8) 拾得物の保管・警察への届出
 - ①拾得物については台帳を作製のうえ、一定期間保管すること。
 - ②一定期間保管後、廃棄または保管の継続を責任者が判断し、廃棄した場合は台帳に記載しておくこと。
 - ③現金等、警察への届出が適当と責任者が判断した場合は、拾得後速やかに届け出ること。その際台帳に記載しておくこと。
- (9) その他設備の維持管理に必要な業務
その他設備の維持管理に関して、指定管理者または北九州市が必要と認めた業務を速やかに行うこと。

2 安全管理に関するもの

- (1) 緊急事態発生時のマニュアルの作製及び従事者の訓練
 - ①北九州市作製のマニュアル等管理要領に加え、必要に応じて指定管理者がマニュアルを作製のうえ、従事者へ周知徹底すること。
 - ②新たにマニュアルを作製した場合、及び改訂した場合は北九州市へ報告すること。
 - ③緊急事態に備え、従事者の訓練を十分に実施すること。
 - ④従事者の訓練実施については、年度当初の事業計画であらかじめ定めたいえ、実施後は毎月の業務報告に記載すること。
- (2) 気象等異常時の開閉の判断
 - ①マニュアルに従い適切に判断すること。
 - ②閉鎖した場合は、速やかに北九州市へ通報するとともに、ホームページ等で周知に努めること。また、毎月の業務報告書に記載すること。閉鎖後再開した場合も同様とする。
- (3) 監視
 - ①入場者の転落等に備え、常に釣り台上を監視すること。
 - ②監視員の配置は年度当初の事業計画に記載のうえ適切に行うこと。季節、時間帯によって配置が変動する場合は、期間ごと時間帯ごとに明確に示しておくこと。
- (4) 救助
 - ①入場者が海中へ転落した際は、浮輪、救助艇等適切な方法で救助活動を実施すると同時に、消防署へ通報すること。
 - ②浮輪、救助艇等、救助に必要な機材は、常に点検・整備を行い、管理状況について毎月の報告書に記載すること。

③転落事故等が発生した場合は、救助活動実施後速やかに北九州市へ通報すること。

(5) けが・急病等の応急処置・病院への搬送

- ①けがや急病が発生したときは、速やかに可能な限りの応急処置を行うこと。
- ②責任者の判断により、必要な場合は病院への搬送、救急車の出動要請を行うこと。
- ③処置対象者の氏名、連絡先は確実に把握すること。
- ④処置後は速やかに北九州市へ通報すること。
- ⑤搬送可能な病院等は常に把握しておくこと。

(6) 関係機関との連携に関すること

- ①警察署、消防署等関係機関の連絡先リストを作製し、従業員に周知しておくこと。
- ②日頃から情報収集、連携に努めること。

(7) 緊急連絡網の作製及び関係者への配布

代表者、責任者、従業員、及び関係機関の緊急連絡網を作製し、関係者へ配布しておくこと。

(8) その他利用者の安全管理に必要なもの

その他利用者の安全管理に関して、指定管理者または北九州市が必要と認めた業務を速やかに行うこと。

3 利用料金の出納管理に関すること

(1) 利用料金の徴収、減免に関すること

- ①利用料金を徴収したときは、領収書（利用券等）に領収印を押印して利用者に交付すること。
- ②徴収した利用料金は、指定管理者の収入とする。
- ③徴収した利用料金は帳簿に記録し、領収書（利用券等）の控え等と共に保管のうえ、北九州市が求めたときは直ちに提示すること。
- ④回数券の発行は、台帳で管理すること。
- ⑤利用料金は次の基準により減免することができる。
 - i) 北九州市、国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体の事務事業と密接な関連を有する用に供するとき
 - ii) 指定管理者が特に必要と認め事前に市長の承認を得たとき
 - iii) その他市長が特に必要と認めたとき
- ⑥小学生以下の同伴の大人は有料(釣りをしなくても釣り台に入らなければいけない)とする。
- ⑦北九州市年長者利用証 または 福岡市シルバーパスの提示により 65 歳以上と確認された者については、平日の釣り台の利用料金を 500 円（通常料金の半額）とする。

(2) 利用券等の整理、保管

- ①領収書（利用券等）、回数券、回数券発行管理台帳は適切に整理、保管すること。
- ②領収書（利用券等）、回数券等は残数を管理のうえ、不足が生じないように補充すること。

(3) その他庶務的業務

その他利用料金の出納に関して、指定管理者または北九州市が必要と認めた業務を速やかに行うこと。

4 その他

(1) 利用の届出の受理

利用料金の納入・徴収、回数券の提示・徴収により利用の届出、受理とする。

(2) 施設案内・広報

- ①利用者及び一般市民からの施設利用に関する問い合わせに対し、適切に回答すること。
- ②リーフレットの配布、マスコミへの情報提供、取材の対応等、適時、適当な方法で広報活動を行うこと。
- ③広報活動を実施した際は、毎月の業務報告に記載すること。

(3) 利用者増加のための事業実施

- ①適時イベント等を実施し、利用者増加を図ること。
- ②利用者増加のための事業は、年度当初の事業計画に記載のうえ計画的に実施するとともに、年度中の利用者数の推移等を勘案して、随時適切に実施すること。
- ③利用者増加のための事業を実施した際は、毎月の業務報告に記載すること。

(4) アンケート調査

- ①利用者の傾向、満足度、今後の要望等を把握するため、また、指定管理者の評価に資するため、少なくとも年度中に一回アンケート調査を実施すること。
- ②実施時期については年度当初の事業計画に記載するとともに、年度途中においても適時実施すること。また、北九州市が指示した場合に実施すること。
- ③アンケートの項目、期間、方法等については、北九州市と協議のうえ決定し、結果については北九州市へ報告すること。

(5) 釣果等釣りに関する情報提供・指導

- ①釣りに関する情報は、ホームページ等により積極的に提供するとともに、新聞、雑誌、釣具店等、情報提供の機会創出に努めること。
- ②情報提供を行った場合は、提供先、内容を北九州市へ報告するとともに、新聞等に掲載された際には北九州市へ報告すること。
- ③釣果等の電話による問い合わせ、窓口での問い合わせ等に適切に対応すること。
- ④釣り方等について利用者から指導を求められた際には適切に応じること。

- (6) 地元漁業者と施設利用者との調整
- ①施設利用(釣り)に支障をきたさないよう、漁業者の漁法、漁期等を調整すること。
 - ②漁業者の漁に支障をきたさないよう、施設利用の方法(釣り方)を検討し、禁止事項を設定する等調整すること。
 - ③施設利用者の規制等を行おうとする場合は、事前に北九州市と協議を行うこと。
- (7) 個人情報保護に関すること
- 法令、基本協定書の規定に従い、個人情報を適切に管理すること。
- (8) 保険契約の締結、保険料の支払い
- ①事故等が発生した際にさしあたりの治療費等を支払うため、保険に加入すること。
 - ②保険の内容は、指定管理者制度導入前年度(平成17年度)に北九州市が加入していたものを下回らないこと。ただし、使用料の運搬に関する部分を除く。
 - ③保険契約を締結した際には、内容等について北九州市に報告すること。
 - ④保険金の支払いが発生した場合は、北九州市と協議のうえ必要な事務処理を実施するとともに、処理状況をそのつど北九州市へ報告すること。
- (9) 光熱水費・電話代の支払い
- ①施設で使用する電気代、水道代、電話代の支払いを行うこと。
 - ②指定管理者の指定期間が終了する際には、契約解除等必要な手続きを行うこと。ただし、再度指定管理者に指定された場合はこの限りではない。
- (10) 業務実施組織図の作製
- 代表者、監視員、その他業務実施に関わる全ての従業員を含めた組織図を作製し、北九州市及び関係者へ配布すること。
- (11) 報告書の作成
- 次の報告書を作成し北九州市へ提出すること。
- ①事業報告書
基本協定書及び本管理要領の規定に従い作製し、北九州市へ提出すること。
 - ②業務報告書
基本協定書及び本管理要領の規定に従い作製し、北九州市へ提出すること。
 - ③その他の報告書
本管理要領で規定された報告書、その他指定管理者または北九州市が必要と認めた報告書を作成し、北九州市へ提出すること。
- (12) 市など関係機関との連絡調整
- 関係機関との連絡を密にし、情報収集に努めること。
- (13) 指定期間終了にあたっての引継ぎ
- ①指定期間終了の際には、次の指定管理者の業務開始に支障をきたさぬよう引継書を作製し、指定期間終了の20日前までに北九州市へ提出すること。
 - ②次の指定管理者候補決定以降は、誠意をもって引継に協力すること。
- (14) 従業者について
- ①この業務に従事する指定管理者の職員については、事前に名簿を北九州市に提出すること。

②指定管理者は、この業務に従事する従業者等に関する指導監督及び人事等又は労働関係法令上の一切の責任を負うこと。

(15) 職員の研修

- ①安全管理に必要な研修・訓練を実施すること。
- ②接遇に関する研修を実施すること。
- ③その他、指定管理者または北九州市が必要と認める研修を実施すること。
- ④研修・訓練については、年度当初の事業計画に記載し計画的に実施するとともに、随時必要な研修を実施すること。
- ⑤研修を実施した際は、内容、効果等について北九州市へ報告すること。

(16) その他市長が定めるもの

その他北九州市が必要と認めた業務を、速やかに実施すること。

別紙 1 -(5)

釣り台付き遊歩道（脇田海釣り桟橋）
従事者マニュアル

北九州市産業経済局水産課

<p>接遇について</p>	<p>市民に愛され、喜ばれる施設として利用してもらえよう、接遇に留意し、仮にも市民から批判を受けることのないよう十分に注意すること。明るくさわやかな対応を心がけ、利用者へのあいさつを忘れずに。 「おはようございます。」 「こんにちは。」 「ありがとうございました。」等</p>
<p>開場・閉場時間について</p>	<p>開場時間には開場して、来場者を迎えられる態勢を整えること。閉場時間30分前から、放送などで利用者へ撤収の準備を行うよう呼びかけること。 例:「ただいま5時半です。当施設は6時(1月～3月は7時)で閉場いたしますので、そろそろ準備をされて、7時(11月及び12月は6時、1月～3月は5時)までに施設を出られますようお願いいたします。」等</p>
<p>上下水道設備の管理について</p>	<p>施設内の上下水道設備については、始業前に破損等がないか点検を行うこと。 上水道については、施設閉場時に元栓(管理棟前)を閉じること。 なお、荒天が予想される場合や長期の閉場時は、水道メーター位置(駐車場横)で閉栓し、水道の漏水に十分注意すること。</p>
<p>利用者の注意事項</p>	<p>「脇田釣り桟橋」内の使用上の注意事項は、看板及びリーフレット等で周知を図るとともに、口頭でも十分に周知徹底すること。注意事項は、以下のとおり。</p> <p><u>釣り利用者への注意事項</u></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) アミ以外のまきえは使用してはならない。 (2) ルアー釣り、アミかご遠投釣り、引っ掛け釣り等を行ってはならない。 (3) 投げ釣り、遠投釣りは行ってはならない。 (4) 一人で利用できる竿は2本までとする。 (5) 酩酊して釣りを行ってはならない。 (6) 釣り台部分で走ったり、手すりにあがったりしてはならない。 (7) 入り口で貸与される救命胴衣を着用すること。 (8) ゴミ、空き缶等は所定の場所に捨てること。 (9) タバコは指定場所のみで喫煙すること。また、吸い殻は各自で処分し海洋に捨てないこと。 (10) ペットの持ち込みを行わないこと。

	<p>(11) 同行した見学者を釣り台に入れないこと。</p> <p>(12) 小学生以下は一人では釣り台に入れません。(同伴の方は釣り台に入ってもらいますので有料となります。)</p> <p>(13) その他、係員の指示に従うこと。</p> <p>※ 投げ、ルアー、エギ釣りについては、設置時期によって許可する。</p> <p><u>見学者への注意事項</u></p> <p>(1) 釣り台部分に立ち入らない。</p> <p>(2) 遊歩道部分で、走ったり暴れたりしない。</p> <p>(3) 海洋へ飛び込んではいけない。</p> <p>(4) その他、係員の指示に従うこと。</p>
金銭管理について	<p>売り上げた金銭は、領収証と照合するなど一日ごとに精算し、日報に記載すること。</p> <p>売り上げた金銭は指定管理者の収入とする。</p> <p>一月分の売上金額を当該月末に精算して、報告書に記載すること。</p> <p>複数名でのチェック体制を確立すること。</p>
設備の取り扱いについて	<p>電気設備等の取り扱いについては、慎重を期するとともに、故障、事故のないように対処すること。</p>
防災設備について	<p>施設内の防災体制を常時確認すること。消防設備、避難設備等適正な管理及び機能保持に努めるとともに、いかなるときも即時対応できるように努めること。</p>
巡回について	<p>「脇田海釣り桟橋」内での利用者の安全確保のうえから、常時適当な人員で桟橋内を巡回し、施設、設備の点検を行うほか、利用者の監視、整理及び規制等を行うこと。</p>
魚釣り指導について	<p>「脇田海釣り桟橋」利用者へのサービスの一環として、魚釣り指導を適宜実施すること。</p>
緊急時の対応について	<p>高波、雷、強風等により桟橋の利用が困難と判断された時には、速やかにその対策を講じ、利用者を安全な場所に避難させるとともに、関係機関への情報を順次、把握し、安全対策に十分に努めること。台風等事前に情報が把握できるものについては、関係機関とも連絡を図りながら、その対策に万全を期すこと。対応の内容については、事前に判断を仰ぐまたは、緊急度が高くやむを得ない場合は、事</p>

	<p>後早急に管理者の判断を仰ぐこと。 緊急時の対応についての詳細は、「北九州市釣り台付き遊歩道危険防止措置基準」を参照のこと。</p>
備品の管理について	<p>備品の取り扱い及び管理は備品管理台帳で整理するなど厳正に行うこと。施設外への持ち出し等を行う場合には、責任者は事前に管理者と協議すること。</p>
事故発生時の報告について	<p>事故等が発生したときは、その措置を速やかに行うことはもちろんのこと、直ちに、その状況を報告すること。</p>
その他	<p>本マニュアルのほか、指定管理者募集時に配布済みである、「釣り台付き遊歩道（協田海釣り桟橋）指定管理者業務の基準」を遵守すること。</p>

釣り台付き遊歩道危険防止措置基準

1. 総 則

釣り台付き遊歩道が海上設置施設であることに鑑み、気象等の自然条件に常に留意し、決して利用者の感情のみにとらわれることなく、利用者の人命尊重を旨として、主体性をもって釣り台付き遊歩道の開閉及び転落事故等に関しては、特に適格かつ迅速に判断し、行動すること。

2. 情報の収集

テレビ、ラジオ等により、暴風、波浪、高潮及び雷雨等の気象及び海象情報を適格かつ早期に把握すること。

3. 内部体制の強化

転落等の事故防止のため、事前の防止措置及び事後の救助措置について、全員が一丸となって協力して行動するとともに、内部体制の強化に努めること。

また、転落事故の発生を想定した緊急通報方法、人命救助方法について定期的な確認を行うこと。

4. 関係機関との協力体制の充実

若松海上保安部、若松警察署、若松水上警察署及び若松消防署並びに福岡管区气象台等の地元関係機関との連携を密にして、その協力体制の充実を図るとともに、平素から安全確保面での情報収集に努めること

5. 漁業関係者との協力体制の確保

海上業務に従事する地元漁協関係者との連携、協力体制を密にし、釣り台付き遊歩道周辺の固有の気象、海象条件の把握に努めること。

6. 救助機器等の整備点検

救助船、救命胴衣、救命浮き輪、雷警報機、避雷針、風向風速計などの用具及び機器は、常に整備点検を行うとともに、必要に応じてこれらの効用を十二分に発揮できるよう、取扱いについて熟知すること。

7. 判断基準の準則

(1) 転落事故等の防止

釣り台利用者に対して、救命胴衣の着用を義務付けるとともに、転倒、転落事故

の防止について注意するよう促すこと。

(2) 台風接近時の措置

台風が半径 300 キロメートル以内の範囲に接近した場合には、危険防止について注意を喚起すると共に、平均風速 10m/s 以上の強風が吹くことが予測される場合には、事前に閉場すること。

(3) 強風注意報発令時の措置

強風、波浪、高潮注意報等が発令され、気象及び海象条件の悪化が予測される場合には、事前に危険防止について注意を喚起するとともに順次、次の措置をとること。

ア. 平均風速 5 m以上の強風が吹いているときは、「注意報」を重ねて放送し、利用者に対する転倒、転落、釣り道具の散逸等について注意を喚起すること。

イ. 避難警報

平均風速 10 m以上の強風が吹いているときは、「避難警報」を放送し、小人以下の者は休憩所内に避難させること。

ウ. 退去警報

平均風速 15 m以上の強風が吹いているときは、「退去警報」を放送し、釣り台付き遊歩道から全員退去させること。なお、具体的判断にあたっては、上記の基準以上又は基準以内の平均風速であっても、風向、高波及び釣り行為継続の可能性等を総合的に勘案して、閉場時の時期を逸することのないようにすること。

(4) 雷雨注意報発令時の措置

雷雨注意報等が発令され、気象条件の悪化が予測される場合には、事前に危険防止について注意を喚起すると共に、順次、次の措置をとること。

ア. 雷雲発生警報

半径 25 から 30 km 以内の範囲に遠方雷及び雷雲が発生したときには、「雷雲発生警報」を重ねて放送し、利用者に対する注意を喚起すること。

イ. 雷雲接近警報（避難命令発令）

半径 10 km 以内の範囲に雷雲が接近したときには、「雷雲接近警報」を重ねて放送し、利用者に対して、直ちに釣台から全員退去させ、休憩所に避難させること。

ウ. 落雷警報（強制避難命令）

釣り台付き遊歩道の頭上に雷雲が近づき、落雷の危険が生じたときは、「落雷警報」を緊急に放送し、即時釣台から全員強制退去させ、休憩所に避難させること。特に、釣り台付き遊歩道内における最大の危険が落雷であることに鑑み、具体的判断にあたっては、裁量の余地を残さず、厳格に運用して、釣台からの即時、全員強制退去を徹底すること。

(5) 地震及び津波への対応（緊急避難命令）

地震及び津波への対応は、以下のとおりとする。

ア. 地震発生時

震度3以上の地震が発生した場合 または 弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、即時に施設放送を用いて地震の発生を施設利用者に周知し、利用者および従業員を陸上へ避難させること。

また、陸上への非難完了後は津波の発生の有無について、ラジオ、テレビ、インターネット等を用いて情報収集行うこと。

イ. 津波警報または注意報の発令

津波警報または注意報が発令された場合は、利用者および従業員を陸上へ避難させ、警報等が解除されるまで施設を閉鎖すること。

ウ. 営業停止の通知及び避難指示

50cm以上の津波が予想される場合には、利用者及び従業員に対して当日の営業再開が不可能であることを周知し、海浜からできるだけ離れた高台等の安全な場所への避難を指示すること。

(6) 警報解除等の措置

上記の危険防止措置を解除する場合には、適宜、間隔をあけて、その後の気象及び海象条件の変化の動向を総合的に勘案して、その後の開場又は閉場について判断すること。

北九州市個人情報保護条例（抜粋）

（安全確保の措置）

第 10 条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が公の施設の管理を行う場合には、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 第 1 項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び指定管理者が公の施設の管理を行う場合について準用する。

（従事者の義務）

第 11 条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であった者又は前条第 3 項に規定する受託業務若しくは指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第 66 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 10 条第 3 項に規定する受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第 2 条第 6 項第 1 号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

（平 29 条例 33・一部改正）

第 67 条 指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された指定管理者保有個人情報(指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事する者が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、文書、図画及び電磁的記録に記録され、当該業務に従事している者が組織的に利用するものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。以下同じ。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円

以下の罰金に処する。

第 68 条 第 66 条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 69 条 第 67 条に規定する者が、その業務に関して知り得た指定管理者保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 70 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

釣り台付き遊歩道の概要

1 施設名

釣り台付き遊歩道（脇田海釣り棧橋）

2 設置目的

漁港環境整備事業の一環として、脇田地区の豊かな自然環境を活用し、都市住民と漁村住民との交流の促進、漁村地域の活性化及び市民の健全な海洋レクリエーションの場を形成するため、海釣り施設を整備したものである。

3 施設の概要

総延長 L=500m

(1) 遊歩道 延長 L=200m、幅員 W=3m

(2) 釣り台付遊歩道 延長 L=300m、幅員 W=6m
(釣り棧橋)

(3) 付属施設

ア 休憩所 1棟 鉄骨造2階建

延面積 435.8㎡

(1F:197.9㎡、2F:237.9㎡)

イ 管理棟 1棟 鉄骨造平屋建

延面積 29.8㎡

4 供用開始

平成13年9月1日

職員体制（現体制）

係・補職名	人数	職務分担
責任者	1名	施設運営の統括、イベント企画
副責任者	2名	責任者の補佐、施設の巡回
監視員	6名	施設の巡回、監視、料金所受付
清掃員	2名	施設の清掃

計 11人体制

【運営状況】

開園時、施設に常時、責任者または副責任者1名、監視員2名を配置。

また、土、日曜日、祝日等、利用者増加が見込まれる際は、監視員を3名配置している。

上記職員に加え、清掃業務専門の従業員を2名配置して運営している。

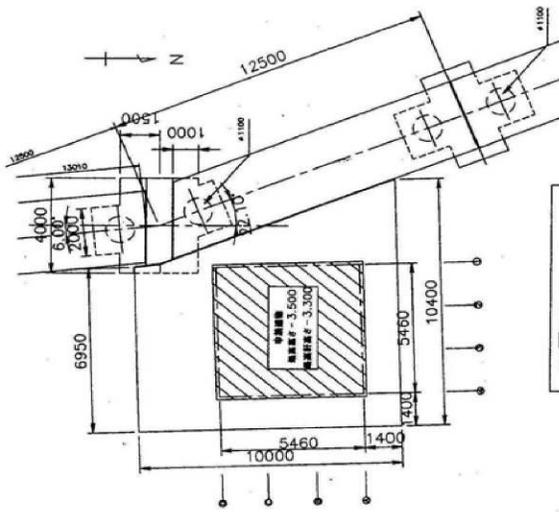
【必置職員】

小型船舶操縦者

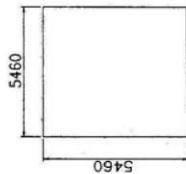
海上への転落者の救助を行うため、小型船舶操縦免許（2級以上）所有者を釣り桟橋開園中1名以上必ず常駐させること。

管理棟 平面図

別紙 4-1



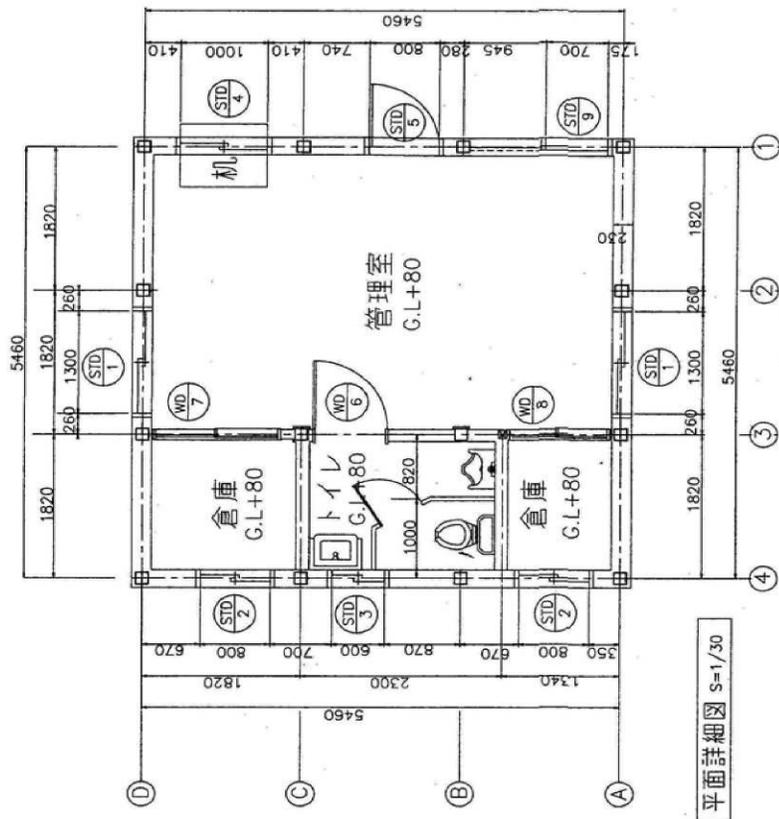
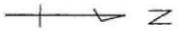
建築面積 $5.460 \times 5.460 = 29.81 \text{ m}^2$
 床面積 $5.460 \times 5.460 = 29.81 \text{ m}^2$



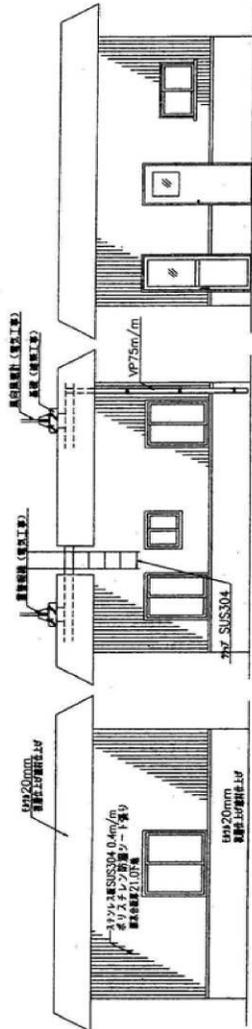
求積表 S=1/100

配置図 S=1/100

- 管理室換気チェック $3.640 \times 5.460 = 19.88 \text{ m}^2$
 $19.88 \div 50 = 0.40 \text{ m}^2$
 STD-1 $1.300 \times 1/2 \times 0.300 \times 2 = 0.39 \text{ m}^2$
 STD-9 $0.700 \times 0.420 = 0.29 \text{ m}^2$
 $0.40 < 0.68 \text{ m}^2$ OK
- 管理室換気チェック $3.640 \times 5.460 = 19.88 \text{ m}^2$
 $19.88 \div 20 = 1.00 \text{ m}^2$
 STD-1 $1.300 \times 1/2 \times 1.100 \times 2 = 1.43 \text{ m}^2$
 $1.00 < 1.43 \text{ m}^2$ OK



平面詳細図 S=1/30



北側及び南側立面図

東側立面図

西側立面図

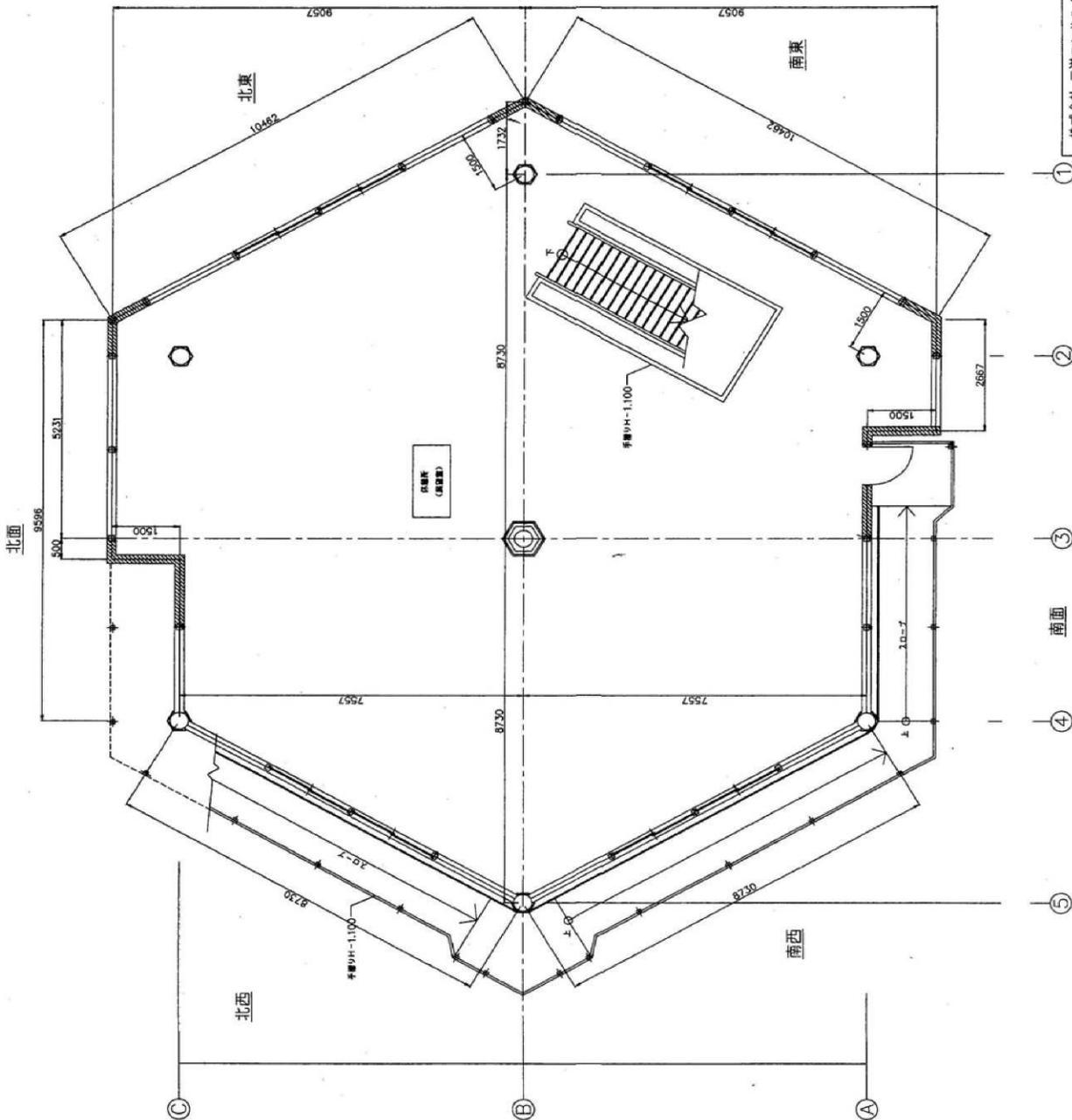
立面図 S=1/50

株式会社 三洋コンサルタント
 〒100-0001 東京都千代田区千代田 2-2-20 内 田 万 作

工事名	北九州市建設部市庁舎建設工事(新庁舎建設)	工種	H12
設計者	三洋コンサルタント	設計者	田 万 作
監理者	田 万 作	監理者	田 万 作
建築士	田 万 作	建築士	田 万 作
構造士	田 万 作	構造士	田 万 作
電気技師	田 万 作	電気技師	田 万 作
機械技師	田 万 作	機械技師	田 万 作
衛生技師	田 万 作	衛生技師	田 万 作
消防技師	田 万 作	消防技師	田 万 作
その他		その他	
竣工日	平成12年	竣工日	平成12年

休憩棟 2階 平面図

別紙4-3



工事名	福岡県庁舎改修工事(約600坪増築)	棟名	H12
通称	別荘棟増築工事	図面番号	A 8 / 27
設計者	江崎 文雄	縮尺	1/50
北九州市建築部市局建築施設建設課	平成12年 月	作成	
1番棟号: 25236号 内田 万作		承認	

①
②
③
④
⑤

北面

南面

C

管理物件

(1) 管理施設及び付属する設備（※詳細については、施設、設備管理台帳を参照のこと。）

- ・ 休憩棟
- ・ 安全情報施設
- ・ 敷地内の外構及び植栽
- ・ その他施設

主要設備一覧

種類	数量	備考
放送用機器	1 式	施設内放送用（安全情報施設に設置）
火災警報装置	1 式	火災警報用（休憩棟、安全情報施設に設置）
雷警報機	1 式	雷監視用（安全情報施設に設置）

(2) 管理物品（※詳細については、備品台帳を参照のこと。）

1) 備品等（Ⅰ種）

種類	数量	備考
望遠鏡	1 台	安全確認用（安全情報施設に設置）
金庫	1 台	金銭保管用（安全情報施設に設置）
緊急連絡用インターホン	7 台	親機 1 台（安全情報施設）、子機 6 台（棧橋）
風速測定器	1 式	風速監視用（安全情報施設に設置）

2) 備品等（Ⅱ種）

種類	数量	備考
救命胴衣（大人用）	250 着	利用者への貸出し用（安全情報施設に保管）
救命胴衣（子供用）	150 着	利用者への貸出し用（安全情報施設に保管）
救命浮輪	16 個	救命用（棧橋各所に設置）

釣り台付き遊歩道（脇田海釣り棧橋）実績データ（令和元年～5年度）

1 入場者数について

単位：人

項目	入場者数	
	(有料)	(無料)
令和元年度	22,774	6,894
令和2年度	20,624	5,795
令和3年度	13,173	3,573
令和4年度	14,341	4,591
令和5年度	14,377	4,410

2 収支状況

単位：円

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収入	入場料収入	13,188,300	12,602,000	8,059,000	8,228,700	8,431,900
	指定管理料収入	7,872,222	10,018,447	12,044,444	10,942,530	7,944,444
	合計	21,060,522	22,620,447	20,103,444	19,171,230	16,376,344
支出	人件費	14,679,658	14,688,066	12,839,007	13,268,019	14,003,854
	水道光熱通信費	1,279,040	1,187,228	1,131,577	1,262,303	1,096,390
	水道・電気・通信費等					
	根がかり清掃	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	安全管理費	0	0	0	0	0
	救助艇管理等					
	広告、イベント料	56,308	46,102	21,411	14,656	26,840
	ごみ収集運搬委託費	327,000	330,000	330,000	330,000	368,500
	警備業務委託料	392,400	396,000	396,000	396,000	396,000
	保険料	638,538	532,904	461,371	424,508	553,291
	保守修繕費	76,240	0	9,500	50,500	57,000
	その他諸費	840,000	840,000	780,000	62,500	0
消耗品費 ・漁業保全活動経費						
合計	18,589,184	18,320,300	16,268,866	16,108,486	16,801,875	

